

(別記様式第1号)

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 計画作成年度 | 令和5年度<br>(令和6年度一部変更) |
| 計画主体   | 岡山県 玉野市              |

# 玉野市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 担当部署名   | 玉野市 産業振興部 農林水産課                |
| 所在地     | 玉野市宇野1丁目27番1号                  |
| 電話番号    | 0863-32-5535                   |
| FAX番号   | 0863-32-1349                   |
| メールアドレス | nourinsuisan@city.tamano.lg.jp |

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |  |
|------|--|
| 対象鳥獣 | イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、ニホンザル、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニューナイスズメ、スズメ、ヒヨドリ、ドバト、カワウ、ヒドリガモ |
| 計画期間 | 令和 5 年度 ~ 令和 7 年度<br>(令和 6 年度 一部計画内容変更)  |
| 対象地域 | 玉野市  |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状 (令和4年度)

| 鳥獣の種類              | 被害の現状             |  |
|--------------------|-------------------|--|
|                    | 品目                | 被害数値   |
| イノシシ               | 水稲、サツマイモ、タケノコ、柿、梨 | 314 千円 0.25ha                                    |
| ヌートリア              | 水稲、野菜             | 218 千円 0.17ha                                    |
| タヌキ                | 野菜                | 市民からの農作物被害報告はあるが、正確な被害数値は把握できていない。               |
| ニホンザル              | 果樹                |  |
| ヒヨドリ・ドバト           | 商品飼料他             | 事業者からの被害報告はあるが、正確な被害数値は把握できていない。                 |
| ニホンジカ              | 不明                | 目撃情報があり、加害獣種は不明であるが、529 千円 (0.42ha) の被害が確認されている。 |
| ハクビシン<br>アライグマ     | 果樹、野菜             |  |
| ハシブトガラス<br>ハシボソガラス | 水稲、梨、柿            |  |
| ニューナイスズメ・スズメ       | 水稲                |  |
| カワウ                | 魚類                |  |
| ヒドリガモ              | 養殖海苔              |  |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

## (2) 被害の傾向

【イノシシ】耕作放棄地やススキ・セイタカアワダチソウなど雑草が繁殖している箇所や山際の侵入防止柵が未設置、あるいは破損している地区で被害が頻発している傾向がある。

季節によって被害の特徴が異なっており、春はタケノコ、初夏はセミの幼虫を狙って、桜の木の根付近の掘り返し被害もある。夏から秋は、水稻、いも類を中心に農作物被害が発生している。

水稻の収穫が終わった秋から冬にかけて、農道付近に生えた雑草、ゴルフ場の芝生、学校校庭の雑草や芝生の掘り返し被害が増加する傾向がある。

生活被害として、住宅の庭や公園への出没、芝生の掘り返し、自動車や電車等との衝突事故なども報告されている。

【ヌートリア】主に農業用水路やため池、河川が近辺に存在する地区で、水稻やほうれんそう、大根などの野菜を中心とした被害が報告されている。

【タヌキ】主に家庭菜園等における野菜類の被害報告がある。生活被害として、住宅敷地内で溜めフンをしているケースも報告されている。

【ニホンザル】目撃情報は東児、山田地区など市内東部での件数が比較的多いが、玉、渋川など西部地区でも情報が寄せられるようになってきている。市民等から寄せられる情報は、今年度は住宅や工場敷地内での目撃情報が多いが、昨年度と比較して、報告件数が増加傾向にある。

【ニホンジカ】生息状況、被害の発生場所、農作物被害金額の正確な被害数値は把握できていないが、繁殖期の秋ごろに市内での目撃情報が増加傾向にある。

【ハクビシン・アライグマ】生息状況、被害の発生場所、農作物被害金額の正確な被害数値は把握できていない。

【ハシブトガラス・ハシボソガラス】生息状況、被害の発生場所、農作物被害金額の正確な被害数値は把握できていない。

【ニューナイスズメ・スズメ】生息状況、被害の発生場所、農作物被害金額の正確な被害数値は把握できていない。

【ヒヨドリ・ドバト】生息状況、被害の発生場所、農作物被害金額の正確な被害数値は把握できていない。

【カウウ・ヒドリガモ】生息状況、被害の発生場所、農作物被害金額の正確な被害数値は把握できていない。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

| 指標       | 現状値（令和4年度） | 目標値（令和7年度） |
|----------|------------|------------|
| 被害面積     | 0.84ha     | 0.59ha     |
| うち イノシシ  | 0.25ha     | 0.18ha     |
| うち ヌートリア | 0.17ha     | 0.12ha     |
| その他の獣種   | 0.42ha     | 0.29ha     |
| 被害金額     | 1,061千円    | 743千円      |
| うち イノシシ  | 314千円      | 220千円      |
| うち ヌートリア | 218千円      | 153千円      |
| その他の獣種   | 529千円      | 370千円      |

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|           | 従来講じてきた被害防止対策  | 課題   |
|-----------|--|--|
| 捕獲等に関する取組 | <p>(～令和5年度)</p> <p>岡山県岡山地区猟友会玉野分会、又は一般社団法人玉野駆除会へ委託してイノシシ捕獲業務を実施した。</p> <p>猟友会員3名を市会計年度任用職員として雇用して、緊急時のイノシシ捕獲業務にも対応できるよう体制を整備した。</p> <p>地域の力を活用した取り組みとして、現在市内5地区で、わな免許を取得した地域住民等を構成員とするイノシシ捕獲隊を結成して、捕獲活動を実施した。</p> <p>(令和6年度)</p> <p>10月以降イノシシ捕獲隊制度を見直し、法人等においても設置可能としたほか、団体内に有資格者がいない場合でも協力隊の設置を可能とし、捕獲隊と同様の活動が行えるようにした。</p> | <p>捕獲業務従事者の高齢化が進んでいるため、新たな捕獲従事者の確保が急務となっている。</p> <p>少子高齢化等により、農林業の担い手が減少し、荒廃した農地や山林が増加して、イノシシが人里近くで生息しやすくなっている。</p> <p>出荷できず、農地に放置された野菜や収穫されずに放置された果樹等がイノシシを誘因する原因となっている。</p> <p>イノシシによる被害報告が多発している捕獲隊未結成地区において、新規に捕獲隊結成を呼び掛けてはいるが、狩猟免許取得に意欲を示す住民が見つかりにくい。</p> <p>イノシシ被害が多発している地域であっても、有効な対策が実施できていない地区もあることから、地域の実情に即した効果的な捕獲を実施するため、イノシシ捕獲隊の未設置地区においても、捕獲隊結成を促すなど、地域の力を活用した取り組みを重点的に実施していく必要がある。</p> |

|                             |   |  |
|-----------------------------|---|--|
| <p><b>防護柵の設置等に関する取組</b></p> | <p>町内会等、地域から申請があった山際に設置する防護柵の材料費を全額補助することで、防護柵の設置を推進している。</p> <p>また、地域で維持管理する防護柵が破損した場合、補修・修繕材料も全額支給している。</p> <p>農業者等が農作物を防護するために設置するワイヤーメッシュ柵等の設置費用を対象にして補助金を支給している。</p> | <p>防護柵を設置していない地域において、被害が発生しており、今以上に防護柵設置の啓発、推進を行っていく必要がある。</p> <p>また、市街地等においては、住民の高齢化や住民の被害意識に差があるため、地元住民の共同作業による防護柵設置が思うように進んでおらず、被害防止の啓発や防護柵設置促進に関して課題がある。</p> <p>市内でイノシシ等の野生鳥獣を寄せ付けやすい雑草等が生い茂る耕作放棄地や空家等での被害が増加傾向にある。</p> <p>イノシシによる被害報告が多発している防護柵未設置地区において、新規に防護柵設置を呼び掛けても、住民の労力提供を伴う話であるという理由から、防護柵設置を目的とした活動につながりにくい点が課題となっている。</p> |
| <p><b>生息環境管理その他の取組</b></p>  | <p>野生鳥獣を寄せ付けにくい環境整備（ススキ・セイタカアワダチソウなどの植物から成るヤブや放任果樹の除去等）の普及啓発をチラシ等で実施している。また、有害鳥獣が潜む恐れがある耕作放棄地等の減少に向けた取り組み等を実施している。</p>  | <p>耕作放棄地の所有者の理解が得られず、耕作放棄地の整備が進まなかったり、相続等で所有者と連絡がつかないケースがある。</p>   |

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。  
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

## (5) 今後の取組方針

捕獲・狩猟者の確保、育成を目的とした個体数管理、防護柵設置費用助成や防護柵設置に関する指導・助言などの被害管理、野生鳥獣を寄せ付けにくい環境整備、生息地管理の観点から対策を実施する。

### 【個体数管理】（捕獲・狩猟者の確保・育成）

玉野市イノシシ捕獲隊による許可捕獲の実施のほか、有資格者個人に対する捕獲許可について検討し、くくりわなによるイノシシの捕獲を推進する。

新規狩猟者の確保・育成を図るため、狩猟免許取得費用等を助成する。

効率的な捕獲を実施するため、ICTを活用した捕獲機材の導入を検討する。

イノシシ捕獲隊未結成地区の町内会員等に、捕獲隊の新規結成に向けて、狩猟免許取得を呼び掛ける。

### 【被害管理】（防護柵設置費用助成・指導助言）

自治会等から申請があった山際に設置する防護柵の材料費を全額補助することで、防護柵の設置を推進する。

農業者等による農作物防護、居住区への侵入防止用に設置するワイヤーメッシュ柵等の材料費を対象とした補助金制度の一層の周知を図り、イノシシ被害防止に取り組む。

防護柵設置に関する指導・助言を含めた説明会を開催するなど、防除に関する防除に関する知識の周知を図る。

### 【生息地管理】（地域環境の整備）

雑草等が生い茂る耕作放棄地や放任果樹の存在している場所、また、空家の敷地等で雑草が繁殖するとイノシシ等の野生鳥獣を寄せ付けやすいことから、雑草の生い茂る藪の撤去について周知を図る。

また、受講を希望する町内会に対して、野生鳥獣を呼び寄せない環境づくりの出前講座を実施して、野生鳥獣を寄せ付けない環境整備の必要性について、理解を広げてもらう。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ被害の多い地域の住民が主体となって、居住地域で、わなによる有害鳥獣捕獲を行う玉野市イノシシ捕獲隊を令和2年度に発足させて、狩猟免許所持者である管理者と免許を所持していないワナの周辺の清掃等を担当する補助者が、役割分担し、地域ぐるみで協力しながら捕獲に取り組んでおり、引き続き活動を継続する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。  
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。  
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持さ

せる必要がある場合には、そのことについて記入する。

## (2) その他捕獲に関する取組

| 年度                  | 対象鳥獣           | 取組内容   |
|---------------------|----------------|--|
| 令和5年度<br>～<br>令和7年度 | 計画に定めるすべての対象鳥獣 | ・捕獲活動に有効な資機材の導入。<br>・狩猟免許取得者の増加促進（取得費用の助成）。<br>・捕獲従事者への活動経費支給。 |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

## (3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方  |
|--|
| <p>岡山県第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画等を踏まえ、近年の捕獲実績を参考に設定する。</p> <p><b>【イノシシ】</b></p> <p>過去に被害が少なかった地域での被害が増加しており、イノシシの生息数・生息区域が拡大していることが想定される。</p> <p>捕獲従事者やわな設置数の増加、イノシシ捕獲隊未設置地区における新規捕獲隊結成など、捕獲体制の強化を図るため、捕獲頭数を増加させる。過去3年間の捕獲数はR2、686頭、R3、396頭、R4、682頭であったため、R5からR7の各年間捕獲計画数を750頭としていたが、R5は851頭を記録し、R6は千頭を超える状況であることから、R6及びR7の捕獲計画数を1,250頭とする。</p> <p><b>【ヌートリア】</b></p> <p>農業用水路やため池、河川が近辺に存在する地区を中心に、水稻やほうれんそう、大根など、米や野菜への被害が報告されている。</p> <p>農業用水路等が存在している殆どの地区で被害報告があることから、今後も小型獣捕獲わなの貸出を引き続き実施して、年間捕獲計画数を30頭とし、減少に努める。</p> <p><b>【タヌキ】</b></p> <p>家庭菜園等における野菜類の被害報告がある。生活被害として、住宅敷地内で溜めフンをしているケースも報告されている。山林近辺の住民からの被害報告が多い傾向がある。</p> <p>目撃情報や被害報告が寄せられた場合は、小型獣捕獲わな設置によって、捕獲を実施する。年間10頭を捕獲計画数とする。</p> <p><b>【ニホンザル】</b></p> <p>過去に目撃情報が寄せられていなかった地域において目撃情報が寄せられるようになってきているため、ニホンザルの生息数・生息区域が拡大していると想定される。</p> <p>本計画期間内に、ニホンザル捕獲わなの導入など、捕獲体制の強化を検討する。年間5頭を捕獲計画数とする。</p> |

**【その他の鳥獣】（下記の表のとおり）**

現時点では、農作物被害金額などの被害は把握できていない。目撃情報や被害報告をもとに生息状況の監視を実施し、状況に応じて、専門家等の意見を踏まえながら、捕獲等を検討していく。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣               | 捕獲計画数等 |         |         |
|--------------------|--------|---------|---------|
|                    | 令和5年度  | 令和6年度   | 令和7年度   |
| イノシシ               | 750 頭  | 1,250 頭 | 1,250 頭 |
| ヌートリア              | 30 頭   | 30 頭    | 30 頭    |
| ニホンジカ              | 5 頭    | 5 頭     | 5 頭     |
| ニホンザル              | 5 頭    | 5 頭     | 5 頭     |
| タヌキ                | 10 頭   | 10 頭    | 10 頭    |
| ハクビシン              | 5 頭    | 5 頭     | 5 頭     |
| アライグマ              | 5 頭    | 5 頭     | 5 頭     |
| ハシブトガラス<br>ハシボソガラス | 10 羽   | 10 羽    | 10 羽    |
| ニューナイスズメ、スズメ       | 10 羽   | 10 羽    | 10 羽    |
| ヒヨドリ               | 5 羽    | 5 羽     | 5 羽     |
| ドバト                | 100 羽  | 100 羽   | 100 羽   |
| カワウ                | 5 羽    | 5 羽     | 5 羽     |
| ヒドリガモ              | 5 羽    | 5 羽     | 5 羽     |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

**捕獲等の取組内容**

**○イノシシ**

自治会等や法人等の団体におけるイノシシ捕獲隊又はイノシシ捕獲協力隊設置を促進させ、他種のおなと比較して安全面で優れており、捕獲経験の少ない狩猟者でも使用しやすい箱わなを中心とした、自衛のための捕獲の取り組みを強化する。

また、今後、生息頭数の減少を目的に、有資格者個人への捕獲許可を検討し、くくりわなによる捕獲を促進する。

捕獲業務の効率化を実施するため、ICTを活用した捕獲機材の導入を検討する。

鳥獣対策が進んでいない地域において、本市のイノシシ捕獲隊や狩猟免許制度を紹介するなど、捕獲従事者数の増加を図る。

イノシシ捕獲隊が結成されて間もない地区については、捕獲の方法や箱わなの設置場所等に対する助言、捕獲技術の指導等の支援を行い、捕獲技術の上達を図る。

|   |
|---|
| <p><b>○ニホンザル</b></p> <p>生息数、生息区域の拡大が危惧されるため、目撃情報の収集に努めて、わなを活用した捕獲強化策等を検討する。</p>                             |
| <p><b>○ヌートリア、タヌキ</b></p> <p>農業被害、及び生活環境被害対策として、市民からの被害要請に応じて、箱わなによる捕獲を実施する。また、小型獣を含めた個人への捕獲許可について検討を行う。</p> |

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

|                                    |
|------------------------------------|
| <b>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</b> |
| 該当なし                               |

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

**(4) 許可権限委譲事項**

| 対象地域 | 対象鳥獣            |
|------|-----------------|
| 該当なし | 該当なし（既に権限委譲済み。） |

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。  
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

**4. 防護柵の設置等に関する事項**

**(1) 侵入防止柵の整備計画**

| 対象鳥獣 | 整備内容                            |                                 |                                 |
|------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
|      | 令和5年度                           | 令和6年度                           | 令和7年度                           |
| イノシシ | 防護柵の設置<br>(ワイヤーメッシュ)<br>総延長 3km | 防護柵の設置<br>(ワイヤーメッシュ)<br>総延長 3km | 防護柵の設置<br>(ワイヤーメッシュ)<br>総延長 3km |

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

**(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組**

| 対象鳥獣 | 取組内容                                  |                                       |                                       |
|------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
|      | 令和5年度                                 | 令和6年度                                 | 令和7年度                                 |
| イノシシ | 設置した地区主導により、定期的な見回り点検の実施。補修に必要な資材の供給。 | 設置した地区主導により、定期的な見回り点検の実施。補修に必要な資材の供給。 | 設置した地区主導により、定期的な見回り点検の実施。補修に必要な資材の供給。 |

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

## 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度    | 対象鳥獣  | 取組内容                              |
|-------|-------|-----------------------------------|
| 令和5年度 | 全ての獣種 | 有害鳥獣による被害防止のため、広報や講習会等により啓発活動を行う。 |
| 令和6年度 | 全ての獣種 | 有害鳥獣による被害防止のため、広報や講習会等により啓発活動を行う。 |
| 令和7年度 | 全ての獣種 | 有害鳥獣による被害防止のため、広報や講習会等により啓発活動を行う。 |

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

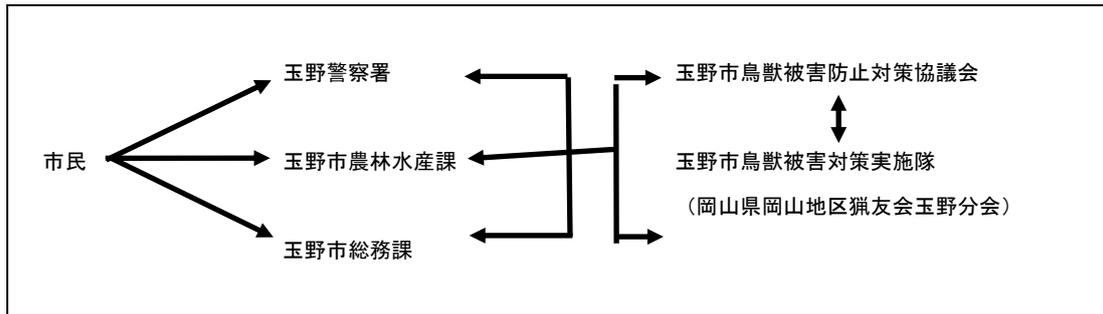
## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称     | 役割   |
|--------------|--|
| 玉野警察署        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・玉野市へ連絡</li> <li>・現場へ臨場し、市及び実施隊と連携した対応</li> <li>・住民の安全確保（市民への危害防止措置）</li> <li>・緊急広報活動（近隣の学校等への注意喚起）</li> <li>・警察官職務執行法に基づく銃の使用</li> </ul>                                   |
| 玉野市（総務課）     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・玉野警察署、玉野市農林水産課及び関係課、並びに関係機関等へ連絡</li> </ul>   |
| 玉野市（農林水産課）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・玉野警察署、岡山県岡山地区猟友会玉野分会へ連絡</li> <li>・現場へ臨場し、警察及び実施隊と連携した対応</li> <li>・追い払い又は捕獲等対応方法の検討</li> <li>・住民の安全確保（市民への危害防止措置）</li> <li>・緊急広報活動（近隣の学校等への注意喚起）</li> </ul>                 |
| 玉野市鳥獣被害対策実施隊 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・隊長又は副隊長の命により現場へ臨場し、市及び警察と連携した対応</li> <li>・追い払い又は捕獲等対応方法の検討</li> <li>・対象鳥獣捕獲員（有資格者）・・・有害鳥獣の追い払い又は捕獲駆除</li> <li>・対象鳥獣捕獲員以外・・・対象鳥獣捕獲員をサポートし、有害鳥獣の追い払い又は捕獲駆除の補助を射行う</li> </ul> |

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

主に市の焼却処理施設において適切に処分を行う。焼却処理できない60kgを超える個体は、埋設地において適切に処分を行う。また、近隣市の食肉加工施設へ搬入を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 食品                                   | 近隣市の食肉加工施設へ搬入し、食肉としての活用を行う。                   |
| ペットフード                               | 近隣市の食肉加工施設へ搬入し、ペットフードとしての活用を行う。               |
| 皮革                                   | 近隣市の食肉加工施設へ搬入、食肉として加工した残渣の皮を、皮革製品の材料として活用を行う。 |
| その他<br>(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | 調査・研究を行う。                                     |

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

### (2) 処理加工施設の取組

調査・研究を行う。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

調査・研究を行う。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称                   | 玉野市鳥獣被害防止対策協議会            |
|--------------------------|---------------------------|
| 構成機関の名称                  | 役割                        |
| 玉野市                      | 事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。 |
| 岡山市農業協同組合                | 有害鳥獣による被害等関連情報の提供を行う。     |
| 岡山県岡山地区猟友会<br>玉野分会       | 有害鳥獣関連情報の提供と、有害鳥獣捕獲活動を行う。 |
| 玉野市イノシシ捕獲隊・イ<br>ノシシ捕獲協力隊 | 有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。 |
| 玉野市コミュニティ協議会             | 住民代表として、情報提供を行う。          |

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

### (2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称                   | 役割                       |
|---------------------------|--------------------------|
| 備前県民局農畜産物生産課              | 有害鳥獣対策に関する情報を提供する。       |
| 備前県民局森林企画課                | 有害鳥獣関連情報を提供する。           |
| 玉野市協働推進課各市民セ<br>ンター（各公民館） | 住民からの有害鳥獣関連情報を事務局等に連絡する。 |

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|   |
|---|
| 玉野市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき、平成 27 年 10 月に実施隊を設置。令和 5 年度の実施隊員は 33 名（玉野市職員 23 名、猟友会玉野分会員等 10 名）。 |
|---|

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|   |
|---|
| 住民からの被害報告を受けた場合は、迅速に関係機関へ情報提供し、適切な対策が実施できる体制整備に努める。 |
|---|

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- 耕作放棄地の解消や里山管理など地域の問題として地域が主体となって対策に取り組む意識の高揚を図るため、被害相談のあった地域住民等に対して、被害防止方法等を周知する。
- 鳥獣被害専門員の指導によって、有害鳥獣の正しい知識や先進的な捕獲の取組等について、知識を身につけ、効果的な被害防止対策について、職員の見識を深める。
- 鳥獣被害の広域化に対処するため、近接の市町や関係機関との情報交換に努める。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。